

(訪問介護・訪問型サービス)

提供サービスの種類	訪問介護及び訪問型サービス
開設者名称	合同会社 しずない介護サービス
事業所名称	ヘルパーステーションしずない
事業所所在地	〒056-0002 日高郡新ひだか町静内神森248番地10
事業所電話番号	0146-42-1910 *080-8299-5003
F A X 番号	0146-42-1910
管理者名	松田 ひろみ
窓口担当者名	松田 ひろみ
職員数	正職員 7名 パート3名 計10名
開設曜日及び開設時間	月曜日～日曜日(12月31日～1月3日まで休み(必要に応じて対応)) 9時00分～17時00分(相談に応じて対応致します)
事業所の特徴(PR)	
利用料金	別紙利用料金表のとおり
ホームページ	

## ヘルパーステーションしずない サービス費用のめやす

### ●訪問介護(要介護認定の方)

身体介護が中心である場合		生活援助が中心である場合	
利用区分	訪問介護費(1回)	利用区分	訪問介護費(1回)
20分未満(但し、算定条件あり)	274 円	20分以上45分未満	200 円
20分以上30分未満		45分以上	246 円
30分以上1時間未満	435 円		
1時間以上	635円に所要時間30分増すごとに91円を加算した金額		

■ 特定事業所加算Ⅱ(当該基準の区分に10%を加算する)が該当となるため、上記の利用料金は加算された料金を掲載しています。

#### ◀ 加算 ▶

- 初回加算～初回の利用月に1月につき200円の加算をします。
- 特別地域加算～サービス費用の合計に15%の加算をします。
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に13.7%の加算をします。
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に6.3%の加算をします。

### ●訪問型サービス(事業対象者・要支援認定の方)

1か月につき	訪問型サービスⅠ (週1回)	基本1(3回以上/月)	1,154 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(3回未満/月)	577 円	
	訪問型サービスⅡ (週2回)	基本1(5回以上/月)	2,309 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(5回未満/月)	1,154 円	
	訪問型サービスⅢ (週3回)	基本1(7回以上/月)	3,463 円	要支援2のみ
		基本2(7回未満/月)	1,732 円	

#### ◀ 加算 ▶

- 初回加算～初回の利用月に200円の加算をします。
- 特別地域加算～サービス費用に15%相当の加算をします。
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に13.7%相当の加算をします。
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に6.3%の加算をします。

(例)月に4回 45分以上の生活援助を利用した場合

訪問介護費	×	4回	=	計	+	特別地域加算	+	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	+	特定処遇 改善加算Ⅰ	=	合計
246 円				984 円		148 円		155 円		71 円		1,358 円

(例) 訪問型サービスⅠ(週1回)基本1利用の場合の利用料金

1か月	訪問介護費	+	特別地域加算	+	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	+	特定処遇 改善加算Ⅰ	=	合計
	1,154 円		173 円		182 円		84 円		1,593 円

■ 2割負担の方は、上記料金の2倍になります。

\* 生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。